

<生活介護事業 サービス利用料金>

下記の料金表の、サービス利用料金全体額の1割が利用者負担となります。

基本部分		サービス利用料金	自己負担額（1割）
生活介護サービス費	支援区分6	11,645円	1,164円
	支援区分5	8,693円	869円
	支援区分4	6,118円	611円
	支援区分3	5,507円	550円
	支援区分2	5,018円	501円

<生活介護事業 加算内容>（1単位=10.18円）

加算内容	説明	加算に係る自己負担額
人員配置体制加算 （Ⅰ）ユニットさくら （Ⅲ）ユニットこぶし	手厚い人員配置体制（1.7：1）（2.5：1）をとってサービスを行っている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	（Ⅰ）215円 （Ⅲ）38円
福祉専門職配置加算 （Ⅰ）ユニットさくら （Ⅱ）ユニットこぶし	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、一定の条件に応じた配置をしている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。資格保有者が35%以上・25%以上	（Ⅰ）15円 （Ⅱ）10円
常勤看護職員等配置加算（Ⅰ） ユニットさくら	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、利用者の健康管理に努めている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	19円
初期加算（新規利用時）	利用者が生活介護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定の単位数をご負担いただきます。	30円
欠席時対応加算 （通所利用者）	当日利用を中止した際に、連絡調整等を行った場合にご負担いただきます。	95円
リハビリテーション加算（入所利用者）	当施設の作業療法士、看護師等が協力医療機関の医師とも連携を図り、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別にリハビリテーションを行っている場合に、所定の単位数をご負担いただきます。	（Ⅰ）48円 （Ⅱ）20円
利用者上限月額管理加算（通所利用者）	事業所が利用者負担合計額の管理を行った場合にご負担いただきます。	152円
食事提供加算 （通所利用者）	収入が一定額以下の利用者様に対して、事業所が食事を提供した場合にご負担いただきます。	30円
送迎加算Ⅱ（通所利用者）	ご利用された場合にご負担いただきます。	（片道）21円
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	基本報酬及び各加算を算定した総単位数に、6.9%を乗じた単位数を加算した金額をご負担いただきます。	

《利用者負担額の軽減について》[利用者負担に関する月額上限]

1か月あたりのサービス利用に係る「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下記のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量に関係なく、それ以上のご負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービス利用をすご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得 2	市町村民税非課税世帯（1）以外の方	0円
一般 1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯（一般1以外の方）	37,200円

お手持ちの障害福祉サービス受給者証に利用者負担額の上限額が記載されております。

＜施設入所支援事業・生活介護事業・短期入所事業の食費・光熱水費について＞

施設入所支援	食費に係る自己負担金	1,350円（朝330円、昼600円、夕420円）
	光熱水費に係る自己負担金	一日 378円（1か月 11,500円）
生活介護（通所利用）	食費に係る自己負担金（一般）	昼食 600円
生活介護（通所利用）	食費に係る自己負担金（低所得）	昼食 300円
短期入所	食費に係る自己負担金（一般）	1,350円（朝330円、昼600円、夕420円）
短期入所	食費に係る自己負担金（低所得）	710円（朝180円、昼300円、夕230円）
短期入所	光熱水費に係る自己負担金	一日 378円

※施設入所支援利用者で低所得の場合に、特定障害者特別給付費が支給対象となる場合もあります。